# 小田原市監査委員公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項の規定に基づき財産区定期 監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 4 年10月27日

小田原市監査委員 数 馬 勝 小田原市監査委員 近 藤 正 道 小田原市監査委員 楊 隆 子

# 令和4年度定期監査(足柄財産区)の結果に関する報告書

# 第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

# 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査(同条第4項の定期監査として実施)

# 第3 監査の対象

主として令和3年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

# 第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目 的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

### 1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積	・財産台帳は適正に作成・管理されているか
等の情報が正確に管理されないリスク	・財産に係る契約書類は適正に管理されてい
	るか

# 2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か
	・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履	・執行手続きは適正か
行されないリスク	・契約・支出内容は適正か
	・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われ
(議員報酬)	ているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出	・支出は法令に適合し、正確であるか
につき不要・不適正な執行が行われるリスク	
(食糧費・旅費・補助金)	

# 第5 監査の実施内容

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

#### 「除外事項]

- 1 施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていなかった。 財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理するべき旨、過去2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載するべきである。
- 2 財産台帳において、南足柄市外二カ市町組合及び南足柄市外四カ市町組合に係る共有 地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る基礎が依然として得ら れていない。

所管課によれば、当該組合に係る共有地の登記簿を取り寄せて現在確認を行っている とのことなので、該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする 必要がある。

3 足柄財産区・大窪財産区・箱根町の共有地(箱根町湯本字城山 1005-1 外)において鉄道会社の設置する送電線鉄塔に関する収入が令和元年度以降依然としてない。

所管課によれば、令和5年度に神奈川県と鉄道会社が契約を締結し、令和元年度分に さかのぼって収入される見込みとのことであるが、当該土地の使用に係る収入について は、明確な権利関係の下で適切に事務を執行する必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、 以下に記載する。

1 自治会への補助金交付に関し、実績報告書の提出を受けず、額の確定審査をしていな かった例や、交付決定した補助金を交付せずに実績報告を受け、交付決定した額で額の 確定をしていた例が見受けられた。

財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から定期監査で言及してきたように、補助金のあり方自体の検討が必要なところであるが、上述した自治会への補助金が地方自治法の補助金として交付又はその決定がされている以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則に基づく額の確定審査を適正に行う必要があり、また、交付決定した補助金については適正に支出すべきである。

# 令和4年度定期監査(大窪財産区)の結果に関する報告書

# 第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

# 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査(同条第4項の定期監査として実施)

# 第3 監査の対象

主として令和3年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

# 第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目 的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

### 1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積	・財産台帳は適正に作成・管理されているか
等の情報が正確に管理されないリスク	・財産に係る契約書類は適正に管理されてい
	るか

# 2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か
	・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履	・執行手続きは適正か
行されないリスク	・契約・支出内容は適正か
	・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われ
(議員報酬)	ているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出	・支出は法令に適合し、正確であるか
につき不要・不適正な執行が行われるリスク	
(食糧費・旅費・補助金)	

# 第5 監査の実施内容

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

#### [除外事項]

- 1 施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていなかった。 財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理するべき旨、過去2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載するべきである。
- 2 大窪財産区・足柄財産区・箱根町の共有地(箱根町湯本字城山 1005-1 外)において鉄道会社の設置する送電線鉄塔に関する収入が令和元年度以降依然としてない。

所管課によれば、令和5年度に神奈川県と鉄道会社が契約を締結し、令和元年度分に さかのぼって収入される見込みとのことであるが、当該土地の使用に係る収入について は、明確な権利関係の下で適切に事務を執行する必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、 以下に記載する。

1 地区社会福祉協議会に交付した補助金について、実績報告書の提出を受けず、額の確定審査をしていなかった。

財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から定期監査で言及してきたように、補助金のあり方自体の検討が必要なところであるが、上述した地区社会福祉協議会への補助金が地方自治法の補助金として交付されている以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則に基づく額の確定審査を適正に行う必要がある。

# 令和4年度定期監査(早川財産区)の結果に関する報告書

# 第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

# 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査(同条第4項の定期監査として実施)

# 第3 監査の対象

主として令和3年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

# 第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目 的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

### 1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積	・財産台帳は適正に作成・管理されているか
等の情報が正確に管理されないリスク	・財産に係る契約書類は適正に管理されてい
	るか

#### 2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か
	・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履	・執行手続きは適正か
行されないリスク	・契約・支出内容は適正か
	・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われ
(議員報酬)	ているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出	・支出は法令に適合し、正確であるか
につき不要・不適正な執行が行われるリスク	
(食糧費・旅費・補助金)	

# 第5 監査の実施内容

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

### 「除外事項]

1 施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていなかった。 財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産で ある山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理するべき旨、過去 2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、 財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれ ば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要 と考えられる情報をしっかり記載するべきである。

# 令和4年度定期監査(下府中財産区)の結果に関する報告書

# 第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

# 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査(同条第4項の定期監査として実施)

# 第3 監査の対象

主として令和3年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

# 第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目 的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

### 1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積	・財産台帳は適正に作成・管理されているか
等の情報が正確に管理されないリスク	・財産に係る契約書類は適正に管理されてい
	るか

# 2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か
	・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履	・執行手続きは適正か
行されないリスク	・契約・支出内容は適正か
	・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われ
(議員報酬)	ているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出	・支出は法令に適合し、正確であるか
につき不要・不適正な執行が行われるリスク	
(食糧費・旅費・補助金)	

# 第5 監査の実施内容

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

#### [除外事項]

- 1 分収造林地内の収益等の分収金の算出にあたり、収入にあっては、売払代価に 225,574 円の漏れがあったほか補助金収入 3,801,000 円を算入しておらず、また、収入から差引 くべき伐採運搬等の費用 7,356,891 円を差し引いていない結果、分収金を 999,095 円過 払いしていた。分収金の算出・支払は、分収造林契約書に基づき正確に行う必要がある。
- 2 施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていなかった。 財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理するべき旨、過去2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載するべきである。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、 以下に記載する。

1 議員改選後の新たな正副議長の議員報酬について、当該職への就任日(令和4年3月1日)からではなく、議員任期開始日(令和4年2月18日)から議長又は副議長の報酬単価を適用して支給していた。小田原市下府中財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第3条では、「議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた額の議員報酬を支給する」と規定されており、議員報酬は正確に支給する必要がある。

# 令和4年度定期監査(桜井財産区)の結果に関する報告書

# 第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

# 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査(同条第4項の定期監査として実施)

# 第3 監査の対象

主として令和3年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

# 第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目 的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

### 1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積	・財産台帳は適正に作成・管理されているか
等の情報が正確に管理されないリスク	・財産に係る契約書類は適正に管理されてい
	るか

#### 2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か
	・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履	・執行手続きは適正か
行されないリスク	・契約・支出内容は適正か
	・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われ
(議員報酬)	ているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出	・支出は法令に適合し、正確であるか
につき不要・不適正な執行が行われるリスク	
(食糧費・旅費・補助金)	

# 第5 監査の実施内容

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

#### [除外事項]

1 財産台帳において、南足柄市外二カ市町組合、南足柄市外四カ市町組合及び南足柄市外五カ市町組合に係る共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る基礎が依然として得られていない。

所管課によれば、当該組合に係る共有地の登記簿を取り寄せて現在確認を行っている とのことなので、該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする 必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、 以下に記載する。

1 議員改選後の新たな正副議長の議員報酬について、当該職への就任日(令和4年3月2日)からではなく、議員任期開始日(令和4年2月18日)から議長又は副議長の報酬単価を適用して支給していた。小田原市桜井財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第3条では、「議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた額の議員報酬を支給する」と規定されており、議員報酬は正確に支給する必要がある。

# 令和4年度定期監査(豊川財産区)の結果に関する報告書

# 第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

# 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査(同条第4項の定期監査として実施)

# 第3 監査の対象

主として令和3年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

# 第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目 的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

### 1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積	・財産台帳は適正に作成・管理されているか
等の情報が正確に管理されないリスク	・財産に係る契約書類は適正に管理されてい
	るか

# 2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か
	・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履	・執行手続きは適正か
行されないリスク	・契約・支出内容は適正か
	・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われ
(議員報酬)	ているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出	・支出は法令に適合し、正確であるか
につき不要・不適正な執行が行われるリスク	
(食糧費・旅費・補助金)	

# 第5 監査の実施内容

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

### [除外事項]

- 1 施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていなかった。 財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理するべき旨、過去2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載するべきである。
- 2 財産台帳において、南足柄市外四カ市町組合に係る共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る基礎が依然として得られていない。

所管課によれば、当該組合に係る共有地の登記簿を取り寄せて現在確認を行っている とのことなので、該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする 必要がある。

# 令和4年度定期監査(上府中財産区)の結果に関する報告書

# 第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

# 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査(同条第4項の定期監査として実施)

# 第3 監査の対象

主として令和3年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

# 第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目 的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

### 1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積	・財産台帳は適正に作成・管理されているか
等の情報が正確に管理されないリスク	・財産に係る契約書類は適正に管理されてい
	るか

#### 2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か
	・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履	・執行手続きは適正か
行されないリスク	・契約・支出内容は適正か
	・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われ
(議員報酬)	ているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出	・支出は法令に適合し、正確であるか
につき不要・不適正な執行が行われるリスク	
(食糧費・旅費・補助金)	

# 第5 監査の実施内容

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

### 「除外事項]

1 施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていなかった。 財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産で ある山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理するべき旨、過去 2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、 財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれ ば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要 と考えられる情報をしっかり記載するべきである。

# 令和4年度定期監査(酒匂財産区)の結果に関する報告書

# 第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

# 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査(同条第4項の定期監査として実施)

# 第3 監査の対象

主として令和3年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

# 第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目 的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

### 1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積	・財産台帳は適正に作成・管理されているか
等の情報が正確に管理されないリスク	・財産に係る契約書類は適正に管理されてい
	るか

# 2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か
	・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履	・執行手続きは適正か
行されないリスク	・契約・支出内容は適正か
	・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われ
(議員報酬)	ているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出	・支出は法令に適合し、正確であるか
につき不要・不適正な執行が行われるリスク	
(食糧費・旅費・補助金)	

# 第5 監査の実施内容

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

# 令和4年度定期監査(片浦財産区)の結果に関する報告書

# 第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

# 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査(同条第4項の定期監査として実施)

# 第3 監査の対象

主として令和3年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

# 第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目 的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

### 1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積	・財産台帳は適正に作成・管理されているか
等の情報が正確に管理されないリスク	・財産に係る契約書類は適正に管理されてい
	るか

#### 2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か
	・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履	・執行手続きは適正か
行されないリスク	・契約・支出内容は適正か
	・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われ
(議員報酬)	ているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出	・支出は法令に適合し、正確であるか
につき不要・不適正な執行が行われるリスク	
(食糧費・旅費・補助金)	

# 第5 監査の実施内容

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 令和3年度予算の補正について、当該年度が終了した令和4年5月18日に開催された財産区議会で議決を得て行っていた。予算の補正は当該会計年度内に行わなければならない。
- 2 施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていなかった。 財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産で ある山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理するべき旨、過去 2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、 財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれ ば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要 と考えられる情報をしっかり記載するべきである。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、 以下に記載する。

1 自治会連合会に交付した補助金について、実績報告書の提出を令和4年8月に受け、その後に額の確定をして精算していた。

財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から決算審査や定期監査で言及してきたように、補助金のあり方自体の検討が必要なところであるが、上述した自治会連合会への補助金が地方自治法の補助金として交付されている以上は、地方自治法及び小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて適正に執行する必要がある。

# 令和4年度定期監査(曽我財産区)の結果に関する報告書

# 第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

# 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査(同条第4項の定期監査として実施)

# 第3 監査の対象

主として令和3年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

# 第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目 的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

### 1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積	・財産台帳は適正に作成・管理されているか
等の情報が正確に管理されないリスク	・財産に係る契約書類は適正に管理されてい
	るか

# 2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われないリスク	・財産の取扱いは適正か
	・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履	・執行手続きは適正か
行されないリスク	・契約・支出内容は適正か
	・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われ
(議員報酬)	ているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出	・支出は法令に適合し、正確であるか
につき不要・不適正な執行が行われるリスク	
(食糧費・旅費・補助金)	

# 第5 監査の実施内容

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

### [除外事項]

- 1 施業管理台帳として提出された書面に具体的な施業履歴が記載されていなかった。 財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴の情報なども併せて財産台帳により一体的に管理するべき旨、過去2年の定期監査において指摘したところ、財産管理者としては別途施業台帳を整備し、財産台帳に関連付けて管理するとのことであった。その台帳の整備であることからすれば、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載するべきである。
- 2 財産台帳において、南足柄市外二カ市町組合に係る共有地分の所有財産について適切に把握されていると判断するに足る基礎が依然として得られていない。

所管課によれば、当該組合に係る共有地の登記簿を取り寄せて現在確認を行っている とのことなので、該当する土地の疑義について速やかに解消し、所有財産を明確にする 必要がある。